



目次

告示	ページ
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の供用開始 (道路課)	1
告示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	1
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正 (")	1
公告	
○平成22年度調理師試験の実施 (健康づくり課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を廃止する規程	2

告 示

高知県告示第133号
 南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成22年3月12日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量(街区基準点復旧測量)

2 作業期間
 平成22年3月25日から同月31日まで

3 作業地域
 南国市駅前町中部

高知県告示第134号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成22年3月12日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年3月12日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町数神字新開 1146番1から 高岡郡四万十町数神字下神 1184番1まで	116	平成22年3月12日

告 示
 議 会 告 示
 教 育 委 員 会 告 示
 警 察 本 部 告 示

高知県告示第135号
高知県議会告示第1号
高知県教育委員会告示第3号
高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則(昭和32年10月 高知 高知 高知 高知)

県告示第645号
 県議会議長告示第1号
 県教育委員会告示第30号
 県警察本部告示第1号
 平成22年3月12日

の一部を次のように改正する。

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 元木 益樹
 高知県教育委員会委員長 河田 耕一
 高知県警察本部長 北村 博文

別表第4(その1)県立の特別支援学校の項を削る。

附 則
 この就業規則は、平成22年4月1日から施行する。
高知県告示第136号
高知県議会告示第2号
高知県教育委員会告示第4号
高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正(平成18年12月 高知 高知 高知 高知)の一部を次のように改正する。

高知県告示第842号
 高知県議会告示第4号
 高知県教育委員会告示第18号
 高知県警察本部告示第4号

平成22年3月12日
 高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 元木 益樹
 高知県教育委員会委員長 河田 耕一
 高知県警察本部長 北村 博文

別表第1及び別表第1の2の改正規定中別表第1の2に係る部分を次のように改める。
別表第1の2(第2条関係)

級別職務分類表

職務の級	職務
1級	技能員の職務
2級	技師の職務
3級	高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主任技師の職務

附 則

この就業規則は、平成22年3月12日から施行する。

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による平成22年度調理師試験を次のとおり行う。

- 平成22年3月12日
 高知県知事 尾崎 正直
- 1 試験の日時
 平成22年7月13日(火)午後1時から
 - 2 試験の場所
 (1) 高知会場
 高知市本町五丁目6-42 高知会館
 (2) 安芸会場
 安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会館
 (3) 幡多会場

- 四万十市右山五月町8-22 四万十市立中央公民館
- 3 受験願書の提出期間
平成22年5月20日(木)から同月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成22年5月28日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内の各福祉保健所及び高知市保健所。ただし、県外に居住する者は、高知県健康政策部健康長寿政策課(高知市丸ノ内一丁目2-20)に提出すること。
- 5 受験願書の配付時期等
平成22年4月23日(金)以降に、県内の各福祉保健所、高知市保健所及び高知県健康政策部健康長寿政策課並びに県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他
(1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
(2) 詳細については、平成22年3月12日から同月31日までは高知県健康政策部健康づくり課(電話番号088-823-9674)に、同年4月1日からは高知県健康政策部健康長寿政策課(電話番号088-823-9666)に問い合わせること。



土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区の定款の変更を平成22年3月2日に認可した。
平成22年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

公営企業局管理規程

企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成22年3月12日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第4号

企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を廃止する規程

企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第29号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年3月12日から施行する。